

全国災害時保健師等チーム協議会	資料4-1
令和8年10月15日	

令和8年熊本地震の対応を踏まえた保健師等チーム活動要領の追加項目について

全国災害時保健師等チーム協議会（令和8年10月15日）

厚生労働省 健康・生活衛生局
健康課 保健指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ⅰ.協議事項について

Ⅰ) 主な協議事項

- (1) 保健師等チームのとりまとめ役の決定方法と役割
- (2) 発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班（初動班）の役割
- (3) 保健師等チームにおける職種別の活動について（管理栄養士の活動）

協議事項の論点 1

- ・活動要領に新たに以下の事項を追加することについてご意見をいただきたい。

1 保健師等チームのとりまとめ役の決定方法と役割

- ① 保健師等チームのとりまとめ役が担う主な役割について、以下の4つとしてはどうか。また、追加で必要と考えられる役割はあるか。
 - 各保健師等チームからの活動報告等の情報集約
 - 被災市区町村及び管轄保健所への報告
 - 被災市区町村及び管轄保健所との活動方針等の確認並びにチーム間での共有
 - 保健師等チームに係る相談及び連絡の窓口
- ② 保健師等チームのとりまとめ役に求められる体制、一定の能力をどう考えるか。
- ③ 保健師等チームのとりまとめ役の呼称をどう考えるか。

2 発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班（初動班）の役割

- ① 発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班について役割等を定め、初動班として活動要領に記載してはどうか。

3 保健師等チームにおける職種別の活動について（管理栄養士の活動）

- ① 被災地において栄養・食生活の支援に係る活動を円滑に実施するため、受援側・派遣側それぞれについて、留意すべき事項を記載してはどうか。
- ② 被災地・避難者の状況を踏まえ、同一チームの保健師、管理栄養士が分かれて活動する場合もあり得る中、その点に関する内容も記載してはどうか。

とりまとめチームに関する活動要領（案）

発動する条件	複数の保健師等チームが同一被災市町村で活動する場合
決定方法	被災市町村と必要に応じて当該被災市町村を管轄する保健所と相談の上決定
決定の際に考慮する点	フェーズ2の初期から同一市町村に応援派遣かつ概ね1か月以上応援派遣を行う自治体が望ましい
主な役割	保健師等チームとして活動しながら、各保健師等チームのとりまとめ（各保健師等チームから報告を受ける、連絡事項の共有）を行い、被災市町村保健師とのパイプ役となる



◆ 活動要領（案）

第1 第1章第2節 本要領における用語の定義

「とりまとめチーム」

【定義】発災後、複数の保健師等チームが同一被災市町村で活動する場合、複数の保健師等チーム間の報告の集約・情報共有・調整を行い、被災市町村保健師との連絡調整の中核となるチーム。

第2 第1章第2節 保健師等チームの活動 ア 共通事項

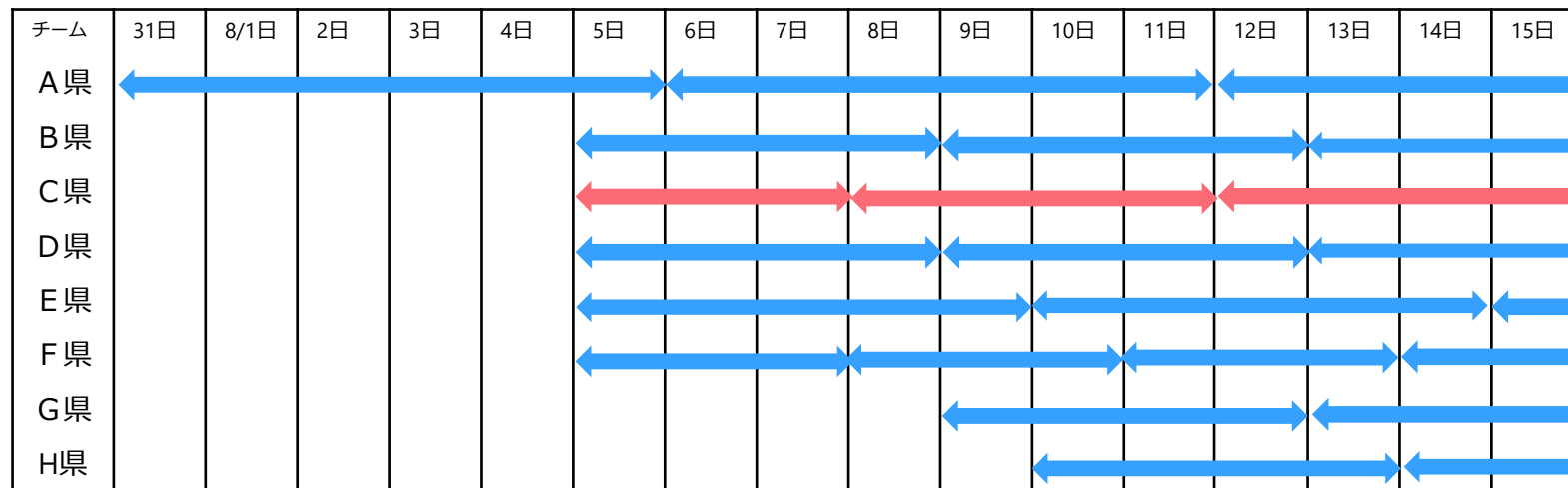
- ・保健師等チームは、実施した支援について被災市町村保健師へ報告を行う。なお、とりまとめチームが決定されている場合は、とりまとめチームが各保健師等チームから報告を受け、内容を整理した上で被災市町村保健師へ報告を行うこと。

第2 第2章第1節 応援派遣要請 イ 応援派遣要請の決定

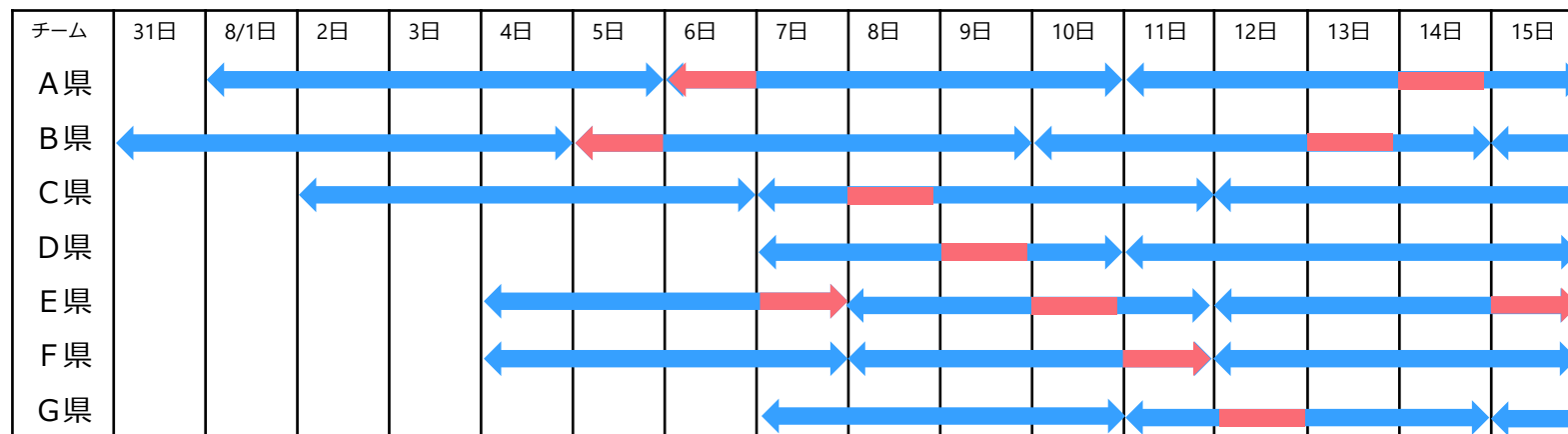
- ・被災市町村は、当該市町村内において複数の保健師等チームが活動する場合、必要に応じて管轄保健所と相談の上、保健師等チームの中からとりまとめチームを決定する。なお、とりまとめチームは担当地区、避難所数等活動の状況に応じ必要数を決め、とりまとめチームを担う自治体は同一市町村に概ね1か月以上応援派遣を行う自治体が望ましい。

保健師等チームのとりまとめ（一例）

◆一つの自治体がとりまとめ役を担う場合



◆一定期間で交代し、複数自治体がとりまとめ役を担う場合



(凡例) ← : 1 班の活動期間 ← : とりまとめ役を担った期間

保健師等チームのとりまとめ（令和 8 年熊本地震の場合）

熊本地震の際は、能登半島地震と同様、一つの自治体がとりまとめ役を担う場合もあったが、一方で、一定期間で交代し、複数自治体がとりまとめ役を担う場合もあった。

◆ とりまとめ役の運用による利点及び課題

	一つの自治体がとりまとめ役を担う場合 （能登半島地震の際の運用と同じ）	一定期間で交代し、複数自治体がとりまとめ役 を担う場合 例）2日ごと
体制	当該市区町村に派遣されているチームのうち、一つの自治体が派遣期間中継続してとりまとめ役を担う	当該市区町村に派遣されているチームのうち、複数の自治体が一定期間で交代しとりまとめを担う 例）1～2日交代、班ごとに交代 等
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後方支援も活用し引継ぎがしやすい ・ 被災市区町村及び他の支援チームからとりまとめ役がどこか分かりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ とりまとめを担うことができる保健師等を派遣する上での負担が少ない
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ とりまとめを担うことができる保健師等を派遣し続けることが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引継ぎに時間がかかる。（※） ・ その日のとりまとめ役をどの自治体が担っているか、情報共有が必要である。 ・ 自治体により、班の交代のタイミングが異なるため、とりまとめ役の交代順の調整が難しい。

※ 引継ぎのスキームや1日の動きが決まってくれば、引継ぎの時間は短縮することができた

熊本地震対応を踏まえた保健師等チームのとりまとめ役の活動要領（案）

第1編 第1章3 本要領における用語の定義

「とりまとめチーム」

【定義】発災後同一被災市区町村に複数の保健師等チームが派遣された場合、当該複数チームの中で設置されるとりまとめ役をいう。

第2編 第1章2 保健師等チームの活動 （1）共通事項

イ 複数の保健師等チームが同一被災市区町村で活動する場合は、被災自治体の負担軽減及び保健師等チームの活動の一体性を確保するため、各班はとりまとめチームを中心として情報共有及び連携を図り、被災自治体と共通認識の下で活動する。

第2編 第1章2 保健師等チームの活動 （2）初動班及びとりまとめチーム

イ とりまとめチーム

発災後同一被災市区町村に複数の保健師等チームが派遣された場合は当該複数チームの中でとりまとめチームを設置する。

(ア) とりまとめチームの決定

とりまとめチームは、班の構成及び活動内容等を踏まえ、必要に応じて被災市区町村又は当該市区町村を管轄する保健所と協議の上決定すること。なお、決定に当たっては、保健師等チーム間の連絡調整、情報集約及び活動状況の整理等、とりまとめチームに求められる業務を実施するための体制が確保できる班であるかを考慮する。

とりまとめチームは、同一自治体が一定期間を継続的に担うことが望ましいが、とりまとめチームを担う期間は現場の状況により決定すること。

(イ) 主な役割

とりまとめチームの主な役割としては、例えば以下が考えられる。

- ・各保健師等チームからの活動報告等の情報集約
- ・被災市区町村及び管轄保健所への報告
- ・被災市区町村及び管轄保健所との活動方針等の確認並びにチーム間での共有
- ・保健師等チームに係る相談及び連絡の窓口 等

熊本地震対応を踏まえた保健師等チームのとりまとめ役の活動要領（案）

第2編 第2章1 応援要請 （2）応援要請の決定

ア （略）

イ （略）

ウ （略）

エ 被災市区町村は、応援派遣が決定した内容に応じ、管轄保健所とともに、被災市区町村、管轄保健所及び保健師等チームの役割分担並びに連携体制を整理する。複数の保健師等チームが派遣される場合は、とりまとめチームの役割、担当する自治体及び担当期間等について可能な限り早期に定め、一覧表等により整理し、関係機関が参照できるようにしておくことが望ましい。

第2編 第2章2 応援派遣チーム及び派遣元自治体への対応 （3）応援派遣された保健師等チームとの情報共有

被災地区町村及び管轄保健所は、以下の内容について保健師等チームと情報共有するよう努める。なお、複数の保健師等チームが同一被災市区町村で活動する場合は、とりまとめチームを活用し、保健師等チームとの連絡、情報共有及び活動状況の把握を一元的に行うことが望ましい。

協議事項の論点 2

- ・活動要領に新たに以下の事項を追加することについてご意見をいただきたい。

1	保健師等チームのとりまとめ役の決定方法と役割
<p>① 保健師等チームのとりまとめ役が担う主な役割について、以下の4つとしてはどうか。また、追加で必要と考えられる役割はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 各保健師等チームからの活動報告等の情報集約➤ 被災市区町村及び管轄保健所への報告➤ 被災市区町村及び管轄保健所との活動方針等の確認並びにチーム間での共有➤ 保健師等チームに係る相談及び連絡の窓口 <p>② 保健師等チームのとりまとめ役に求められる体制、一定の能力をどう考えるか。</p> <p>③ 保健師等チームのとりまとめ役の呼称をどう考えるか。</p>	
2	発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班（初動班）の役割
<p>① 発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班について役割等を定め、初動班として活動要領に記載してはどうか。</p>	
3	保健師等チームにおける職種別の活動について（管理栄養士の活動）
<p>① 被災地において栄養・食生活の支援に係る活動を円滑に実施するため、受援側・派遣側それぞれについて、留意すべき事項を記載してはどうか。</p> <p>② 被災地・避難者の状況を踏まえ、同一チームの保健師、管理栄養士が分かれて活動する場合もあり得る中、その点に関する内容も記載してはどうか。</p>	

(参考 1) 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) 先遣隊について

発災後に最初に活動を開始する部隊に関する記載として、災害時健康危機管理支援チームは以下のような記載がある。

✓ 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)

3. DHEAT先遣隊の活動の枠組み

(1) DHEAT先遣隊の定義

DHEAT 先遣隊とは、厚生労働省からの要請により、発災後概ね 48 時間以内に被災都道府県の本庁や保健所で活動を開始し、被災都道府県等の被災状況を速やかに厚生労働省や DHEAT 事務局等に情報共有するとともに、発災直後の被災都道府県の保健医療福祉部門の指揮調整機能等を支援する DHEAT をいう。

(2) DHEAT先遣隊の主な役割

- ア 厚生労働省と DHEAT 事務局、被災都道府県が所属する地方ブロック DHEAT協議会に対し、被災都道府県等の保健所等の運用状況や各支援団体の活動状況等の被災地の保健活動に係る情報をできるだけ速やかに報告する。
- イ 被災都道府県の統括 DHEAT や関係各課・団体との連携・調整を行い、被災都道府県における保健医療福祉調整本部の設置及び運営、並びに保健所の指揮調整機能等を支援する。
- ウ 被災都道府県の統括 DHEAT 等と、DHEAT や保健師等チームの派遣の必要性について検討し、その検討結果を厚生労働省とDHEAT 事務局に報告する。

(3) DHEAT先遣隊の編成

- ア DHEAT 先遣隊は、都道府県等の職員により編成する。なお、DHEAT 先遣隊 の構成員は被災地の支援に従事した経験があることが望ましい。
- イ DHEAT 先遣隊の編成は、公衆衛生医師 1 名、保健師 1 ～ 2 名、業務調整員 1 ～ 2 名（業務調整員の職種は問わない）を標準とする。ただし、DHEAT 先遣隊を派遣する自治体は、DHEAT 先遣隊が 48 時間以内に活動できるよう、その構成員の人数や職種については柔軟に検討する。
- ウ DHEAT 先遣隊の構成員のうち、少なくとも 1 名は、派遣元自治体内で統括 DHEAT として任命されているか、少なくとも統括 DHEAT 研修を修了していることが望ましい。それ以外の構成員は DHEAT に係る研修（基礎編研修・標準編研修等）を修了しているか、又はそれらと同等の知識・技能を有すること。

【出典】災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) 先遣隊派遣事業実施要領 令和 8 年 4 月 1 日（一部改正）より一部抜粋

(参考 2) 応急対策職員派遣制度に係る第 1 段階支援の記載について

応急対策職員派遣制度に係る第 1 段階支援の記載は以下のとおりである。

✓ 応急対策職員派遣制度

第 4 章第 1 節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第 1 段階支援）

第11条 対口支援団体は、前条第 4 項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第 2 項第 2 号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

- (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整
- (2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関する事その他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

3 (略)

4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

- (1) 応援職員のニーズ等の把握
- (2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣
- (3) 被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有
- (4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

5 (略)

6 (略)

【出典】 応急対策職員派遣制度に関する要綱より一部抜粋

発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班（初動班）の役割等

熊本地震対応から、初動班の役割等については以下のとおりと考える。

◆ 班の概要

定義	各被災市区町村において保健師等チームとして最初に活動を開始する班をいう。
役割	保健師等チームの支援活動の連続性を確保するための基盤構築の起点となり、保健師等チームの初動体制の構築に努めること
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等チームの活動拠点の確立 ・オリエンテーション等を通じて、被災市区町村及び管轄保健所と初期の活動方針の確認 ・各班の活動内容及び役割の分担 ・保健師等チーム間の情報共有の仕組みづくり 等
体制	総合的なマネジメントを担う保健師等の保健活動をマネジメントすることができる保健師を含んだ構成とすることが望ましい。

発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班（初動班）の活動要領（案）

第1編 第1章3 本要領における用語の定義

（3）初動班

各被災市区町村において保健師等チームとして最初に活動を開始する班をいう。

第2編 第1章2 保健師等チームの活動 （2）初動班及びとりまとめチーム

ア 初動班

初動班の役割は、保健師等チームの支援活動の連続性を確保するための基盤構築の起点となり、保健師等チームの初動体制の構築に努めることである。なお、活動を開始し把握した情報については、速やかに厚生労働省及び保健師等チーム事務局へ情報提供を行う。厚生労働省は、被災都道府県と応援派遣元都道府県に対し、応援派遣や災害対応活動に係る必要な助言その他の支援を行う。

(ア) 主な活動内容

初動班の主な活動内容としては、例えば以下が考えられる。

- ・保健師等チームの活動拠点の確立
- ・オリエンテーション等を通じて、被災市区町村及び管轄保健所と初期の活動方針の確認
- ・各班の活動内容及び役割の分担
- ・保健師等チーム間の情報共有の仕組みづくり 等

(イ) 初動班の構成

初動班には、総合的なマネジメントを担う保健師等の保健活動をマネジメントすることができる保健師を含んだ構成とすることが望ましい。

協議事項の論点 3

- ・活動要領に新たに以下の事項を追加することについてご意見をいただきたい。

1	保健師等チームのとりまとめ役の決定方法と役割
<p>① 保健師等チームのとりまとめ役が担う主な役割について、以下の4つとしてはどうか。また、追加で必要と考えられる役割はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 各保健師等チームからの活動報告等の情報集約➤ 被災市区町村及び管轄保健所への報告➤ 被災市区町村及び管轄保健所との活動方針等の確認並びにチーム間での共有➤ 保健師等チームに係る相談及び連絡の窓口 <p>② 保健師等チームのとりまとめ役に求められる体制、一定の能力をどう考えるか。</p> <p>③ 保健師等チームのとりまとめ役の呼称をどう考えるか。</p>	
2	発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班（初動班）の役割
<p>① 発災後に保健師等チームとして最初に活動を開始する班について役割等を定め、初動班として活動要領に記載してはどうか。</p>	
3	保健師等チームにおける職種別の活動について（管理栄養士の活動）
<p>① 被災地において栄養・食生活の支援に係る活動を円滑に実施するため、受援側・派遣側それぞれについて、留意すべき事項を記載してはどうか。</p> <p>② 被災地・避難者の状況を踏まえ、同一チームの保健師、管理栄養士が分かれて活動する場合もあり得る中、その点に関する内容も記載してはどうか。</p>	

保健師等チームにおける管理栄養士の活動に関する活動要領（案）

第2編 第1章1 応援派遣調整 （2）応援派遣先の決定

イ 応援派遣元都道府県及び被災都道府県の対応

ア(イ)の調整結果を受けた後、応援派遣元都道府県及び被災都道府県において、応援派遣及び受援に係る調整（費用負担に係る調整を含む。）を行う。調整に当たっては、保健師等チームに期待される役割及び求められる専門性を踏まえ、効率的かつ効果的な支援が行われるよう検討し、必要に応じて同一班内の構成員が異なる場所（原則、同一被災市区町村内）で活動することも含め、柔軟に対応することが望ましい。なお、派遣職員の健康管理及び安全管理並びに派遣元都道府県における関係規程等を踏まえ、決定する。

第2編 第2章1 応援要請 （2）応援要請の決定

イ 被災都道府県は、被災市区町村と連携の上、全国規模の応援要請が必要と判断した場合は、応援派遣を要請する事由、必要とする保健師等チーム数、応援派遣を必要とする期間、応援派遣先及び活動内容等を決定する。

なお、活動内容は、把握している情報に応じて保健師等チームに期待する役割を整理した上で、可能な限り具体的に記載することが望ましい。活動内容から求める専門性が明らかな場合は、当該専門性を要する活動内容及び期待する支援について具体的に記載することが望ましい。

2. 保健師等チーム活動要領の構成案について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保健師等チーム活動要領の構成案について（一部見直し）

第1編 基本的事項

1 保健師等チームの活動の概要

- 1) 保健師等チームとは
2) 本要領の位置づけ
3) 本要領における用語の定義
4) 保健師等チームの活動の基本

第2編 災害時における対応

派遣			受援		
応援派遣調整	保健師等チームの活動	後方支援	応援要請	応援派遣チーム及び派遣元自治体への対応	応援派遣及び活動の調整
(1) 応援派遣に係る調整 (2) 応援派遣先の決定	(1) 共通事項 (2) 初動班及びとりまとめチーム (3) 個別支援 (4) 集団生活支援 (5) 活動の終結に向けた支援	—	(1) 受援ニーズの把握 (2) 応援要請の決定	(1) 応援派遣元都道府県との調整 (2) オリエンテーション (3) 応援派遣された保健師等チームとの情報共有	(1) 活動実態の把握 (2) 応援要請等の見直し (3) 活動の終結 (4) 活動の中止

第3編 平時における体制整備

- 1 初動体制の策定
- 2 研修・訓練の実施
- 3 資機材等の確保

- 1) 派遣・受援調整窓口の設置
2) 応援派遣計画票等の策定
3) 災害規模に応じた受援想定の設定
4) 受援に向けた情報収集、管理及び共有

- 1) 資機材等の準備
2) 資機材の管理

第4編 全国災害時保健師等チーム協議会

第5編 その他

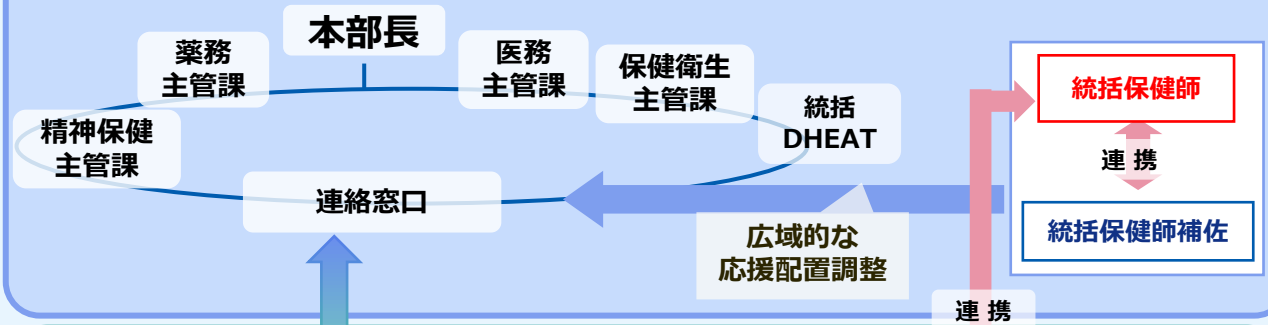
- 1) 保健師等チーム事務局
2) 費用
3) 公務災害補償の取扱い
4) 個人情報の取扱い

参考資料

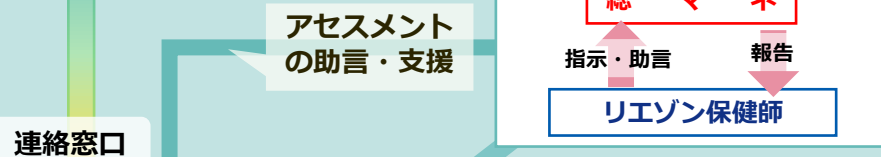
保健師等チーム活動体制図（案）

被災都道府県

本庁【保健医療福祉調整本部】



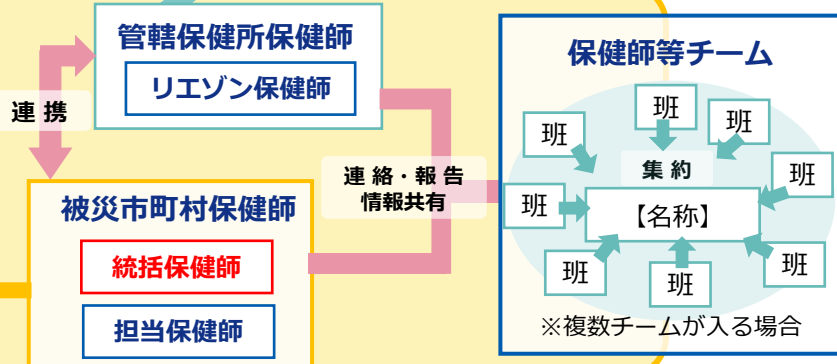
保健所【保健医療福祉調整地域本部】



被災市町村

応援派遣要請

保健活動の確保・維持のためのアセスメント



派遣に関する調整の依頼

保健師等チーム事務局
(日本公衆衛生協会)

補助

厚生労働省

派遣に関する調整

派遣元（支援側）

